

## 令和7年第5回若狭町議会定例会会議録（第4号）

令和7年9月19日若狭町議会第5回定例会は、若狭町議事堂で再開された。

### 1. 出席議員（14名）

1番	中 村 美 穂 議員	2番	檜 鼻 貴 博 議員
3番	速 水 真由子 議員	4番	松 本 弘 康 議員
5番	久 保 幸 子 議員	6番	岩 本 克 己 議員
7番	谷 川 暢 一 議員	8番	川 島 富士夫 議員
9番	倉 谷 明 議員	10番	増 井 文 雄 議員
11番	藤 田 正 美 議員	12番	熊 谷 勘 信 議員
13番	辻 岡 正 和 議員	14番	北 原 武 道 議員

### 2. 欠席議員

なし

### 3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 旭 明 男 書記 堀 田 美名子

### 4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	渡 辺 英 朗	副 町 長	二本松 正 広
教 育 長	松 宮 育	総 務 課 長	竹 内 正
会 計 課 長	石 倉 治 夫	観 光 まちづくり課長	池 田 和 哉
税 务 住 民 課 長	松 宮 登 志 次	環 境 安 全 課 長	中 村 辰 也
福 祉 課 長	中 村 和 幸	子 育 て 支 援 課 長	原 田 太 輔
健 康 医 療 課 長	田 中 啓 司	建 設 課 長	飛 永 浩 志
上 下 水 道 課 長	宮 田 雅 秋	農 林 水 産 課 長	岸 本 晃 浩
パ レ ア 文 化 課 長	中 西 み や 子	歴 史 文 化 課 長	吉 村 卓 也
教 育 委 員 会 事 務 局 長	山 本 裕 之		

### 5. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 認定第 1 号 令和6年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 3 認定第 2 号 令和6年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について

- 日程第 4 議案第 48 号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 49 号 若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 50 号 令和 7 年度若狭町一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 7 議案第 51 号 令和 7 年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 52 号 令和 7 年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 53 号 令和 7 年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 54 号 令和 7 年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 55 号 令和 7 年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 56 号 令和 7 年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 57 号 令和 7 年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 58 号 令和 7 年度若狭町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 59 号 令和 7 年度若狭町下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 60 号 令和 7 年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 61 号 公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第 18 請願第 3 号 パレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書の提出に関する請願
- 日程第 19 諒問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて
- 日程第 20 発委第 2 号 北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書について
- 日程第 21 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時14分 開会)

○議長（熊谷勘信議長）

ただいまの出席議員数は14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番 檜鼻貴博議員、3番 速水真由子議員を指名します。

～日程第2 認定第1号・日程第3 認定第2号～

○議長（熊谷勘信議長）

日程第2、認定第1号「令和6度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」及び日程第3、認定第2号「令和6年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案を一括議題とします。

この2議案については、去る9月1日に予算決算常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告が提出されました。

委員長より審査報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 谷川暢一議員。

○予算決算常任委員会委員長（谷川暢一議員）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月1日、令和7年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました議案は、認定第1号「令和6年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、認定第2号「令和6年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」の2議案であります。

議案審査のため、9月1日の本会議終了後及び2日の午前9時より委員全員出席の下、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長の

出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、認定第1号「令和6年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」であります。一般会計決算額の歳入総額は、134億2,218万7,000円、このうち自主財源の主なものは、町税18億5,779万9,000円で、歳入に占める構成比率は13.8%、寄附金5億8,700万5,000円で4.4%、繰入金9億1,721万6,000円で6.8%、繰越金8億7,753万6,000円で6.5%、諸収入2億8,059万6,000円で2.1%であります。

依存財源の主なものは、地方交付税48億5,833万円で36.2%、国庫支出金10億1,325万1,000円で7.5%、県支出金12億6,790万3,000円で9.5%、町債9億273万8,000円で6.7%となっており、自主財源と依存財源の構成比率は、自主財源が34.7%、依存財源が65.3%であります。

また、歳出総額は125億1,356万5,000円、その内訳は、議会費9,437万8,000円、総務費34億7,554万8,000円、民生費25億9,787万3,000円、衛生費13億1,637万8,000円、労働費1,983万9,000円、農林水産業費6億7,172万8,000円、商工費3億3,422万4,000円、土木費12億2,020万円、消防費4億3,846万6,000円、教育費11億3,620万7,000円、公債費12億872万4,000円であります。

次に、令和6年度の財政収支状況は、歳入歳出差引額9億862万2,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源3,204万3,000円を差し引いた実質収支は8億7,657万9,000円、また、実質単年度収支は、5,755万6,000円の黒字となりました。

また、特別会計及び一部事務組合の起債償還経費も考慮した実質公債費比率は15.2%、財政力指数が0.332、経常収支比率が92.0%であります。

次に、特別会計でありますが、国民健康保険特別会計をはじめとする7つの特別会計の歳入総額は40億8,682万9,000円に対し、歳出総額は39億9,215万1,000円で、歳入歳出差引額は9,467万7,000円であります。

それでは、一般会計及び特別会計の審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問 ふるさと応援基金の充当状況について、教育費、福祉関係は全体でどれだけか。  
また、基準はあるのか。

答 令和6年度事業には、令和5年度のふるさと応援寄附金のうち4億円を充当している。そのうち、教育費には約1億2,700万円、率にして32%、福祉関係に3,

950万円、率にして約10%である。基準は設けていないが、国庫補助等がない事業に充当している。

次に、パレア文化課関連では、

問 町内には書店業者もあるが、発注状況はどうか。

答 町立図書館では、町内書店である五井八書店と、勝木書店が組合員である「若狭町図書館資料納入組合」を通じ図書を購入している。図書の種類により、それぞれの業者とやり取りしている。

次に、教育委員会関連では、

問 気がかりな児童・生徒とあるが、対象となる児童・生徒は何名か。

答 特別支援学級に所属している児童・生徒は小学生が25名、中学生が15名である。知的や言語、自閉、情緒に気がかりな特性を持っている子供を対象としている。

問 学習支援員の業務内容はどのようなものか。発達障害、学習障害等の子供たちが増えている中で、学習支援員の配置数はどのように決めているのか。

答 学習支援員は主に特別支援学級に所属する児童・生徒の学習や生活支援を行い、正規職員である担当教員の補助に当たる。配置については、学校からの依頼により適正な人数を確保している。

問 地域部活動体制整備事業とはどのようなものか。

答 学校部活動の受入先である地域スポーツクラブへ、体制整備として補助している。また、三方、上中両中学校と地域の橋渡し役として、地域コーディネーターを1名配置している。

次に、建設課関連では、

問 集落要望の予算枠は例年決められているのか。

答 道路で2,000万円、河川で1,000万円程度としている。

次に、観光まちづくり課関連では、

問 出会いの場づくり婚活イベントはどのようなものか。実績はどうか。今後も継続して実施するのか。

答 令和6年度はわかさ東商工会青年部に委託し、カフェで参加しやすい雰囲気の中、実施していただいた。マッチング件数4組、1組は交際中と聞いている。福井県では婚活アプリを運用しており、全国的にアプリでの出会いで効果が現れている。今後もマッチングアプリの活用をPRし、両面で進めていく。

問 若狭・三方五湖ツーデーマーチの参加者が減少傾向にあると感じている。負担金も含め、全体事業費はどうなっているのか。

答 令和6年度の実行委員会の決算額は、収入が2,240万4,091円、支出が1,895万7,029円で、344万7,062円を次年度繰越しとなっている。これまでの参加者を分析すると、遠方からの参加者はほぼ頭打ちの状況である。今後は、参加者が多い県内と近隣府県への営業や参加呼びかけを図っていきたいと考える。

問 空き家対策について、時間の経過とともに、相続人の特定が難しくなる。所有者特定に関する予算はあるか。また、今後の空き家対策の方針は。

答 特定空家については、所有者特定に関する予算を確保している。これまで利用促進を観点に、空き家対策事業を実施してきた。今後は、解体などについても検討を進めていきたい。

問 SDGs地域づくり交付金は、多くの集落等で利用があったと聞いたが、集落役員の成り手不足などが影響し、利用できなかった集落等もある。町内全集落が利用できる事業にならないか。

答 令和6年度は集落づくり事業で42件、集落イベントで7件の利用があった。まだ未利用の集落等へは8月に再度通知した。集落役員の負担が大きくなっていることも考慮しながら、事業を進めていく。

次に、健康医療課関連では、

問 子宮頸がんワクチン接種者のうち、対象時期を過ぎた、いわゆるキャッチアップの方は何名か。

答 延べ322名である。

問 予防接種事業により重症化予防が図れたということだが、詳細なデータはあるのか。

答 特にデータは取っていないが、病気や入院をしたといった報告は受けていない。

次に、税務住民課関連では、

問 固定資産税の滞納が増えている。滞納の要因と滞納された固定資産税の回収はどうしているのか。また、税以外の滞納に関して、庁内で対策を検討する連携会議の実施状況は。

答 税目によりそれぞれの原因等が考えられるが、固定資産税は納税者の所得に応じた課税額ではないため、所得状況の悪化等、経済的な要因により納税が困難になることがある。納税が滞る状況になった場合、早めに分納などの納税相談をし、滞納額が増えていかないよう進めている。

滞納者については、税以外の公共料金、上下水道、住宅使用料等複合的に滞納が重なる。そういう方に納税相談をする際、各課の担当者に情報共有しながら進めており、

連携会議までは近年開催はしていない。

次に、福祉課関連では、

問 老人クラブ連合会については、かなりの予算が投入されているが、最近は解散したなど聞く集落もある。町が把握している中で、老人クラブがなくなった集落数は把握しているか。

答 補助金の申請などに手間取るなどの理由により、老人クラブとして補助金を受ける登録をしている団体は減ってきているが、ある程度集落内で老人クラブ活動を継続していると聞いている。

問 社会福祉協議会全体が事業縮小していると思う。要因は介護士を確保できないことだと思う。

社会福祉協議会に人件費を補助しているが、安定した効果的な地域福祉の充実というのはまだまだ程遠いと感じる。これから高齢化が進んで高齢者がますます大変になっていく。町の大きな問題であるが、社会福祉協議会が実際に縮小する状況にあるのか。今後、町としてどう考えているのか。

答 社会福祉協議会への補助金については、地域福祉事業に関する人件費であり、介護保険事業に対するものではない。社会福祉協議会のデイサービス利用者が減少しているのは確かであり、現状を踏まえながら健全運営を図っていく予定であると聞いている。町の指定管理等もあり、その都度、経営状況の把握に努めている。社会福祉協議会の意向も聞き取りながら、町としての方向性も定めていきたいと考える。

次に、農林水産課関連では、

問 若狭町ファンによる「次世代の担い手」づくり SDGs 応援事業についての成果や参加人数を伺う。

答 若狭合宿として、参加者を6つの班に分け、若狭町内を巡っていただいた。成果として、体験レポートをSNS等で発信し、町のPRにつなげ、42名の方に合宿として参加をいただいた。

また、梅農家へのインターンシップを2回実施し、合わせて12名の方に参加をいただいた。若狭町の特産品を大阪でPR販売する若狭フェアも3回実施した。

問 他市町でも緑の少年団活動している。山を守る住民の意識は、次世代の若者が取り組むことで評価が上がると思う。若狭町での緑の少年団の取組を伺う。

答 緑の少年団については、町内では野木小学校、気山小学校、梅の里小学校の3校がある。それぞれの学校で独自の活動をされている。

問 荒竹林整備・危険木伐採事業補助金とはどのような内容か。

答 集落で課題となっている里山や森林に生えている、荒廃した竹林や危険木を処理する費用に対して、それぞれ集落単位に支援するものである。所有者については問わないが、対象が公道や民家などとしており、令和6年度については6つの集落で実施した。

次に、環境安全課関連では、

問 自主防災組織支援に関する補助金とは、主に何に対するものか。広域での自主防災組織でも対応してもらえるのか。

答 自主防災組織に関するものとは、主に消火栓の設備に関するホースや管槍、防災や消防に関わる部分がウェートを占めている。前年度、要望調査をし、要望に沿って次年度予算要求する。事業実施する際には、改めて補助金の申請をしていただくこととなる。現状は集落単位の自主防災組織となっているが、広域については今後検討する。

以上が一般会計の審査の過程における主な質疑であります。

次に、特別会計における主な質疑であります、

土地開発事業特別会計では、

問 スマートエリアモデル分譲地の状況はどうなっているのか。

答 9月20日に完成式典を実施し、井ノ口区の御協力をいただき、同日正午より分譲フェアを行う予定である。

質疑を終結し、「認定第1号「令和6年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論に入りました。

討論では、

反対討論 学校ICT環境管理事業については、予算の段階で、義務教育で文科省が進めているGIGAスクールの一環であり、各自治体の一般財源を財源にする、ましてやふるさと納税を財源とするのはおかしいと申し上げたが執行された。また、歴史上の人的文化遺産顕彰事業補助金の補助対象は、佐久間艇長顕彰式典実行委員会で、会長が町長である。これは民法の双方代理違反である。以上の理由でこの決算はふさわしくないため反対する。

討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって認定すべきものと決しました。

次に、「認定第2号「令和6年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」」でありますが、令和6年度若狭町水道事業会計決算では、収益的収入が3億8,902万6,000円。収益的支出が3億6,229万8,000円で、差引当年度純利益は2,672万8,000円であります。

令和6年度若狭町工業用水道事業会計決算では、収益的収入が2,524万6,00

0円、収益的支出が3, 586万7, 000円で、差引当年度純利益は1, 062万1, 000円の損失であります。

令和6年度若狭町下水道事業会計決算では、収益的収入が8億3, 279万6, 000円、収益的支出が8億4, 069万2, 000円で、差引当年度純利益は789万6, 000円の損失であります。

令和6年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算では、収益的収入が4億5, 441万2, 000円、収益的支出が4億6, 950万2, 000円で、差引当年度純利益は1, 509万円の損失であります。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

上中診療所事業会計関連では、

問 以前、条例改正で材料費高騰などにより、歯科の自費診療価格引上げがあった。その後、患者数や医療費の業績はどうか。

答 出荷の患者数について、令和6年度は5, 351人で令和5年度より41人減となつたが、収益は令和5年度に比べ366万円余りの増収となっており、影響はない。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、認定第2号「令和6年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」、採決の結果、委員全員の賛成をもって認定すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議長）

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、認定第1号「令和6年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

今ほど委員長から、一般会計の決算認定について、私の反対意見を紹介いただきましたけれども、本会議での採決に当たりまして、改めて反対の意見を述べたいと思います。一般会計決算書92ページです。

1款・教育費、1項・教育総務費、2目・事務局費のうち、学校ＩＣＴ環境管理事業関連で3、139万円が支出されました。財源は20%が一般財源、80%がふるさと納税であります。

これは小・中学校で児童・生徒や先生が使っているタブレットを更新するための費用であります。義務教育は、国の責任で行うのが憲法の規定であり、ましてGIGAスクールは国策として推進されているものであります。タブレットの更新は全国で行われておりますが、当然、国の費用で実施されるべきであります。いわんや、財源をふるさと納税に頼るなどというのは、義務教育の実施責任を曖昧にするものと言えます。

同じく100ページ、教育費ですが、4項・社会教育費、1目・社会教育総務費で、歴史上の人的文化遺産顕彰事業に48万円の補助金が支出されました。「歴史上の人的文化遺産」などというややこしいネーミングになっていますが、これは佐久間艇長という特定個人を指しております。歴史上の特定個人を偉人と決めつけ、その顕彰事業を町行政が実施することは、町民の内心の自由を侵すことになります。憲法違反であります。

そこでこの事業は、町が直接実施するのではなく、佐久間勉艇長遺徳顕彰式典実行委員会が主催し、町は補助金を出すという仕組みに変えられました。しかし、この実行委員会の会長は渡辺英朗町長が務めています。町長が町長に補助金を拠出するという、これは民法で禁止されている双方代理そのものであります。そもそも、このような顕彰事業に税金を使うということ自体が憲法違反でありますので、佐久間艇長の顕彰は、きっぱりと民間有志に委ねなければなりません。

以上、予算段階で指摘したことありますが、意に反して執行されましたので、本案に反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号「令和6年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」

は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立多数]

○議長（熊谷勘信議長）

起立多数です。

したがって、認定第1号「令和6年度若狭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第2号「令和6年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認めます。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号「令和6年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。

したがって、認定第2号「令和6年度若狭町水道事業会計、若狭町工業用水道事業会計、若狭町下水道事業会計及び若狭町国民健康保険上中診療所事業会計決算の認定について」は、委員長の報告のとおり認定されました。

～日程第4 議案第48号から日程第18 請願第3号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第4、議案第48号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について」から日程第18、請願第3号「パレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書の提出に関する請願」までの15議案を一括議題とします。

この15議案については、去る9月1日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものです。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員会委員長から審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長 増井文雄議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（増井文雄議員）

それでは、総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月1日、令和7年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました案件は、議案3件、請願1件であります。

議案審査のため、9月4日午後1時より、委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、竹内総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第48号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について」でありますが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」でありますが、育児休業、介護休業等育児または介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

説明の後、質疑、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号「公の施設の区域外設置に関する協議について」でありますが、小浜市平野区に整備される県営産業団地内の事業者及びその他の事業者に対し、若狭町の水道水を供給するため、若狭町が区域外である小浜市に公の施設である若狭町水道事業施設を設置することについて、小浜市と協議するものです。

説明後の質疑応答の主な内容では、

問 産業団地の完成時期と、長期的に町の収益がプラスになる見込みがあるのか。

答 産業団地の完成時期については、令和10年度から分譲を開始する予定と聞いています。長期的に考え、産業団地が始まると水道料金の収益が見込めると考える。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をも

って原案可決すべきものと決しました。

次に、請願1件であります。紹介者である北原議員に趣旨説明、意見聴取、質疑を行うため、出席を求め審査いたしました。

請願第3号「パレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書の提出に関する請願」については、日本政府と関係機関にパレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書の提出を求めるものです。

審査の過程における主な質疑では、

問 人道的な立場から考えると気持ちは大変よく分かる。ただ、外交に関することであり、我々が知り得ない情報や、水面下で行われる駆け引きなど、それぞれの国益、歴史的問題ということも絡んでくる。一般の人とほぼ変わらない情報しか持っていない地方議員から声を上げることに対する意味についてどうお考えか。

答 令和4年3月議会でロシアのウクライナ侵略を即時中止せよという意見書を上げている。それに倣って上げればよいのではないかと考えている。

その他意見として、

意見 日本国は中立を保つべきであり、日本が関係することは望ましくない。日本は戦争放棄ということもあるが、そこに介入するということは物質的様々な意味で協力しているとみなされるおそれがある。請願を提出するということは、そういう危険性も含まれている。

質疑を終結し、討論では、

(反対討論) 平和や人道支援は非常に大切だと感じているが、我々も知識不足で見えない部分もある。また、知り得ていないこともある。そういう中で議会としての意見書を提出するのは厳しいと考える。

討論を終結し、採決の結果、委員の賛成者はなく、不採択にすべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案及び請願の審査結果を申し上げ、委員長報告いたします。

○議長（熊谷勘信議長）

予算決算常任委員会委員長 谷川暢一議員。

○予算決算常任委員会委員長（谷川暢一議員）

それでは、予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る9月1日、令和7年第5回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託されました、議案第50号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」から議案第60号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」まで

の11議案について、審査報告をいたします。

議案審査のため、9月10日午前9時より、委員全員出席の下、議案説明者として、渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、竹内総務課長ほか関係課長等の出席を求め、委員会を開催し慎重に審査いたしました。

まず、議案第50号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」では、既定の歳入歳出予算に、それぞれ6億8,304万円を追加し、予算総額を131億3,380万円とするもので、歳入の主なものは、地方交付税が788万4,000円の減額、県支出金が2,268万2,000円の増額、繰入金が1,591万7,000円の増額、繰越金が6億1,158万6,000円の増額、町債が3,310万円の増額などあります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

総務費では、まちづくりマスターPLAN策定事業が650万4,000円の計上、防災諸費が444万2,000円の増額、財政調整基金が2億1,950万円の増額、減債基金費が2億1,950万円の増額など、合わせて4億5,196万5,000円を計上。

民生費では、児童福祉総務事業が309万6,000円の増額、保育所総務管理事業が895万4,000円の増額など、合わせて2,180万円を計上。

労働費では、特定地域づくり事業協同組合事業に417万8,000円を計上。

農林水産業費では、福井梅生産力強化支援事業が300万円の増額、新規就農者支援事業が141万4,000円の増額、土地改良事業費が344万3,000円の増額、建設発生土活用農地改良事業が2,800万円の増額など、合わせて3,703万9,000円を計上。

商工費では、温泉設備管理事業が550万円の増額など、合わせて700万円を計上。

土木費では、除雪対策事業が1億1,002万5,000円の増額、道路維持修繕事業が821万7,000円の増額、国土強靭化機械整備事業が200万円の増額、道路改築事業が143万7,000円の減額など、合わせて1億1,936万9,000円を計上。

教育費では、学校空調整備事業が1,210万円の増額、縄文博物館施設管理事業が1,676万円の増額など、合わせて3,067万3,000円を計上。

以上が、一般会計補正予算の概要であります。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

農林水産課関連では、

問 福井梅生産力強化事業の採択要件は、多収性品種として福太夫と新平太夫に限るということだが、その他の品種はどうか。スピードスプレーヤは補助対象か。

答 福井梅は4つの品種を主力種として育成しているが、紅映と剣先は多収性品種ではないので、省力栽培樹形に取り組む場合は補助の対象となる。スピードスプレーヤは機器整備の補助対象となる。

建設課関連では、

問 道路維持修繕事業に幾つか要望があったと思うが、優先順位はどのように決めているのか。

答 集落要望を受け職員で現場を確認し、緊急性、安全性等加味し、財源も考慮した上で優先順位を決めている。

子育て支援課関連では、

問 大学等授業料・模擬試験受験料支援事業の補助見込み数8名の根拠は何か。これより増えることがないということか。

答 児童手当支給のシステム及び独り親家庭医療費助成の受給世帯により、人数を把握している。低所得子育て世帯も対象であり、状況により増える可能性もある。

教育委員会関連では、

問 学校空調整備事業について、委託事業がそもそも9月補正というのはどうか。これから入札をして設計を組むというには時間がない。令和9年、10年で小学校の計画があるが、引き続き補正予算で計上するのか。

答 今回の両中学校の設計委託については、年度内に実施設計を終える予定である。令和8年度から両中学校の工事に入りたいと考えている。小学校8校については当初予算で実施設計を計上する予定である。

観光まちづくり課関連では、

問 映画制作委員会への負担金が計上されているが、この映画に対する考え方を教えていただきたい。

答 この映画は高浜町が主要舞台で、嶺南一帯をPRし、誘客に取り組むという観点から負担金を計上するものである。

問 特定地域づくり事業協同組合への補助金が計上されているが、この組合が設立された際、町はどのような役割を担うのか。また、人材募集の広告は誰が責任をもって当たるのか。この事業がうまくいかなかった場合のリスクもあるが、どのように指導を進めていくのか。

答 現在、組合の準備会が立ち上がり、町は内容などを把握するとともに必要な指導

を行う。広告は、準備会の責任で作成していく。事業のリスクに対しては、様々なことが想定されるが、今後、情報共有を密にし町として対処していきたい。

問 特定地域づくり事業協同組合について、単なる人材派遣業にならないか。多様な職種を経験しスキルアップできるが、次のステップとして、例えば起業する等それに進むための仕組みづくりが必要と考えるが、町としてどこまで関与できるのか。

答 町として都市部からの移住を考えている。先進事例を伺うと、多くのマルチワーカーが働く中で、農業に携わった方が定住し農業をされる若者もいる。そういう方向に結びつくよう、生き生きと働けるような環境で受け入れられる体制づくりを行いたい。

問 まちづくりマスターplan策定事業について、観光まちづくり課では、観光振興ビジョンも今年度更新の予定である。その中で、このマスターplanの作成ができるのか。

答 観光まちづくり課だけでマスターplanを作成するには、内容が幅広く、全序体制で取り組む。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計及び企業会計補正予算の概要について申し上げます。

議案第51号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,026万6,000円を追加し、予算の総額を13億7,353万1,000円とするもので、電算システム改修委託として1,369万5,000円の増額をはじめ、基金積立金や令和6年度事業の精算に伴う福井県への返還金などを増額するものです。

議案第52号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ105万円を追加し、予算の総額を2億4,694万2,000円とするもので、電算システム改修委託として103万4,000円の増額、福井県後期高齢者医療広域連合への納付金を増額するものです。

議案第53号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,519万6,000円を追加し、予算の総額を1億4,267万7,000円とするもので、基金積立金を増額するものです。

議案第54号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,285万円を追加し、予算の総額を19億8,211万2,000円とするもので、基金積立金や令和6年度事業の精算に伴う返還金などを増額するものです。

議案第55号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ45万8,000円を追加し、予算の総額を173万円とするもので、基金積立金を増額するものです。

議案第56号「令和7年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ254万3,000円を追加し、予算の総額を3,037万8,000円とするもので、基金積立金などを増額するものです。

議案第57号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ11万3,000円を減額するもので、補助金の額の確定による減額などあります。

議案第58号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、資本的支出の配水施設改良費で2,760万7,000円を増額するものです。

議案第59号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、資本的支出の下水道施設改良費で200万円を増額するものです。なお、本議案については、第2条において記載に不備があり、緊急に本会議を再開し訂正したものにより審査しております。

議案第60号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、資本的支出の有形固定資産購入費で440万円を増額するものです。

次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

国民健康保険特別会計関連では、

問 子育て支援に関する電算システムの改修について、後期高齢は100万円程度で、国民健康保険は1400万円程度かかる。その金額の差は何か。

答 後期高齢は福井県後期高齢者医療広域連合で賦課計算を行っているため、賦課計算に係るシステム改修費用が入っていない。

町営住宅等特別会計関連では、

問 建設当初の目的である、若い方やUターン、Iターンの入居者を増やすなど努力をお願いしているが、現在の入居状況はどうなっているか。

答 8月末現在で、戸建てが74%、共同住宅が63.8%である。

質疑を終結し、議案第51号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」から議案第60号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」までの10議案、それぞれ討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全議案、委員全員の賛成をもって原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告いたします。

ここでちょっと修正をいたします。

一般会計補正予算の審査の過程における主な質疑の中で、子育て支援課関連では、

「問 大学等授業料」と申しましたが、「大学等受験料」の誤りがありました。謹んで訂正いたします。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（熊谷勘信議長）

増井委員。

○総務産業建設常任委員長（増井文雄議員）

先ほどの総務産業建設常任委員会の審査報告の中で、一部間違いがありましたので訂正させていただきます。

請願第3号「パレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書の提出に関する請願」の中で、審査の過程の主な質疑、その他意見として、意見の中で日本国は中立を保つべきであり日本が関係することは望ましくない。日本が戦争放棄ということもあるがそこに介入することは、「物資」と先ほどは「物質的」とちょっと表現があったようなことで、「物資等様々な意味で協力していると見なされるおそれがある」というようなことで、一部修正させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

これより、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第48号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第48号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第48号「地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第49号「若狭町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び若狭町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第50号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第50号「令和7年度若狭町一般会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第51号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第51号「令和7年度若狭町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第52号「令和7年度若狭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第53号「令和7年度若狭町直営診療所特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第54号「令和7年度若狭町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第55号「令和7年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号「令和7年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号「令和7年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第56号「令和7年度若狭町営住宅等特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第57号「令和7年度若狭町土地開発事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第58号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第58号「令和7年度若狭町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」に対する、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第59号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[起立全員]

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第59号「令和7年度若狭町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」に対する、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第60号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第60号「令和7年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号「公の施設の区域外設置に関する協議について」に対する、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第61号「公の施設の区域外設置に関する協議について」は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（熊谷勘信議長）

起立全員です。したがって、議案第61号「公の施設の区域外設置に関する協議について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号「パレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書の提出に関する請願」に対する、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

本請願は、パレスチナにおける人道危機を終息させるため、外交的努力を日本政府に求める意見書を提出してほしいというものであります。対話によって、この地域での紛争がなくなることは全世界の人々の願いであります。

去る12日、国連総会は、パレスチナを国家として承認し、イスラエルとの共存を支持する「ニューヨーク宣言」を採択いたしました。日本を含む142か国が賛成、イスラエルやアメリカなど10か国が反対、12か国が棄権がありました。

そして、来る22日、国連本部で「パレスチナ問題解決に向けた国際会議」が開かれます。14日及び昨日18日付の福井新聞によれば、既に150か国がパレスチナを正式に国家承認しており、この22日を前後してフランス、イギリス、カナダなどが国家承認する見通しであり、日本はアメリカからの要請で国家承認しない見通しである、と報道されております。日本は、ニューヨーク宣言には賛成、つまりパレスチナを国家承認すべきという立場ですが、日本自らとしては国家承認しない、こういう意味不明のスタンスであります。

ニューヨーク宣言は、パレスチナに平和をもたらすために、国際社会が積み上げてきた今日の到達点であります。日本政府は、自ら賛成したニューヨーク宣言に真摯に向こうとともに、本請願が求めている3つの請願項目に沿った努力をするべきであります。

本請願、採択すべきと思います。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、採択に反対者の討論の通告がありますので、発言を許します。

11番 藤田正美議員。

○11番（藤田正美議員）

若狭町議会に上程されました、請願第3号「パレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書について」の反対討論をいたします。

中東における戦闘において犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、また、難民として医療や食糧難で苦しんでおられる方にお見舞いを申し上げます。

まず、本請願のパレスチナ難民問題の軍事紛争の要因を探りました。欧米がユダヤ国家建設運動シオニズムを支持して、パレスチナにイスラエルを建てたことが中東地域の苦しみの始まりにあります。

1948年のイスラエル建国の直後に第一次中東戦争によってパレスチナ人が難民となり、以来70年の間ガザ地区に押し込められてきました。

長い歴史を遡ってみると、イスラム教とユダヤ教の宗教問題が考えられ、イスラム教

原理主義のハマスやヒズボラなどのパレスチナ武装勢力は武装闘争を肯定しており、戦いにおいてイスラム国家を建国することを目標に掲げています。こうした聖戦思想はイスラム教の成立過程に深く織り込まれており、好戦的な宗教観を背景として武装組織がつくられています。

また、現実のイスラム教国家は女性に対する人権思想が低く、国家指導者への批判や反対デモが武力弾圧されるなど、民主主義とは程遠い全体主義的傾向が色濃く出ています。

一方、イスラエルに住むユダヤ人は古代からユダヤ人が背負ってきた「迫害」「滅亡」という歴史背景、また、ナチスによるホロコーストが極度の恐怖心となって、パレスチナによるテロ行為を恐ろしい加害者に見ています。

イスラエルのネタニヤフ首相は2018年に「ユダヤ人国家法」を施行し、イスラエル国民の2割を占めるアラブ系民族を軽視し、ユダヤ人のみに民族自決権があることを規定し、アラブ系を二等国民に固定化してしまいました。

そして、ガザやヨルダン川西岸に見られるようなパレスチナ人の弾圧を正当化しています。

民族の違いを超えてお互いを理解し、協調し、平和を模索する過程で選民思想こそが過去に滅びに至った原因であることを思い出すべきです。

アメリカ国内ではイスラエルロビーの活動により、ディープステートやネオコンがイスラエル問題に介入していますが、これらによりパレスチナ問題が長期化して、終息に向かわない状況となっております。

民族差別化問題、宗教問題の違いによるパレスチナ難民を救うのは宗教の改革と「寛容の精神」が重要です。

以上、述べました論理により、本請願は日本国内における重要かつ危機的問題とは思われません。

日本国は「戦争放棄」としていかなる戦争、軍事行動に介入しないと定めていますが、この請願内容は「他国への軍事問題に介入している」とみなされる危険性を含んでおります。若狭町としては、あくまでも中立的な立場を維持して静観を優先すべきであります。よって、この本請願の採択に反対の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、採択に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

次に、採択に反対者の討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議長）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第3号「パレスチナにおける人道危機への対応を日本政府に求める意見書の提出に関する請願」を採択することに賛成の議員は起立願います。

[起立少数]

○議長（熊谷勘信議長）

起立少数です。したがって、請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

～日程第19 諒問第2号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第19、諒問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

それでは、諒問第2号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求ることについて」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、若狭町内では、法務大臣の委嘱を受けた6名の人権擁護委員の方々が活動されておられます。このうち、蓮本京子氏が令和7年12月31日をもって、任期が満了となります。

そこで、新たな人権擁護委員として新田美樹氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（熊谷勘信議長）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時、休憩します。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時49分 再開)

○議長（熊谷勘信議長）

再開します。

休憩前に引き続き、上程中の議案を議題とします。

提案理由の説明が終わっております。

お諮りします。

本件は、お手元に配付した意見のとおり、答申したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、お手元に配付した意見のとおり、答申することに決定しました。

～日程第20 発委第2号～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第20、発委第2号「北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書について」を議題とします。

意見書（案）については、お手元に配付のとおりです。

本案について提出者から提案理由の説明を求めます。

増井委員長。

○総務産業建設常任委員会委員長（増井文雄議員）

北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書（案）提案の趣旨説明をさせていただきます。

発委第2号「北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

北陸新幹線は、1973年11月に5つの整備新幹線の一つとして計画が決定されから半世紀のときを経て、昨年の3月16日に敦賀まで延伸されました。

この北陸新幹線は、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たすなど、国土強靭化を図る上で極めて重要な国家プロジェクトであるとともに、日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展を目指していくためにも、一日も早い全線開業が必要不可欠であります。

また、この北陸新幹線の敦賀延伸の効果は、福井県内をはじめ北陸全体に大きな経済

効果をもたらしておりますが、こうした整備効果は、大阪まで全線開業してこそ最大限に発揮されるものと考えております。

そうした中、敦賀以西の延伸をめぐっては、政府・与党において2017年に、敦賀から小浜を通り京都に向かう「小浜・京都ルート」で、正式に決定しております。

しかしながら、最近になり、京都市などが地下水への影響などから懸念の表明を打ち出したり、石川県などで北陸ルートの再検討を求める声が再浮上しているような状況も見られます。

こうした状況にある中、沿線住民が一丸となって、北陸新幹線の敦賀以西の延伸について、改めて「小浜・京都ルート」による早期の認可・着工に向けた運動を活発化する必要があります。

つきましては、関係の機関に対し、「小浜・京都ルート」での北陸新幹線の全線開業について意見書を提出し、強く要望することを御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（熊谷勘信議長）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

14番 北原武道議員。

○14番（北原武道議員）

意見書提出に反対の討論をいたします。

私は、北陸新幹線が大阪まで延びること、また、そのルートが小浜、京都を経由すること、これらのことについて特段反対をするものではありません。

しかし、この事業は何兆円もかかる大型公共事業であります。この事業を国の最優先課題とし、一日も早い開業を目指す、このような意見書になっておりますが、このように求めることに違和感を覚えるわけでございます。

先の参議院選挙では、物価高騰から国民をどう守るのか。減税か給付か。その財源をどうするのか。このようなことが問題にされました。特に、能登地方や東北地方の復興

や生活再建が急がれています。国民生活を安定させるためにこそ、国がお金を使うべきなのです。お金の使い方を変えなければなりません。

国民の生活第一にお金を使う。そして必要な大型公共事業は、身の丈に合った予算の範囲で実施していく。これが、るべき国の姿であろうと思います。

以上の思いから本意見書を国に提出することに反対をいたします。ありがとうございます。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、原案に賛成者の討論の通告がありますので、発言を許します。

2番 檜鼻貴博議員。

○2番（檜鼻貴博議員）

それでは、私からは北陸新幹線早期全線開業を求める意見書の提出について賛成の立場で討論いたします。

何度も申し上げましたが、北陸新幹線は日本海国土軸の形成や国土の均衡ある発展に資するとともに、大規模災害時において東海道新幹線の代替機能を果たすなど、国土強靭化を図る上で、極めて重要な国家プロジェクトであります。

2024年8月中旬、9月初旬にかけましては、東海道新幹線の運休に伴い、北陸新幹線敦賀から東京間で計14本の臨時列車が運行されました。首都圏と関西圏を結ぶ移動需要に対応し、敦賀駅では乗換客が集中し、北陸新幹線が災害時の交通インフラとして機能することが実証されております。

また、北陸圏が首都圏や関西圏とつながることにより、交流人口、移住、定住人口の増加、産業・観光の振興による経済需要の創出など、地域の飛躍的な発展にも大きく寄与することと期待をしております。

昨年3月に金沢・敦賀間が開業しておりますが、北陸新幹線の整備効果を最大限發揮させるためにも、一日も早い全線開業が必要不可欠であります。

既に決定しております「小浜・京都ルート」をめぐっては、現在、敦賀以西の着工に先行きが見えない状況であります。

しかし、このような中でも北陸新幹線「小浜・京都ルート」の早期全線開業につなげようと、私自身も若手有志の団体に所属をし、地域住民との研修会や署名活動、また次の時代を担う高校生たち、小学生たちと町の全体の機運を高める取組などを行っております。

今後、若狭地域の未来を考えたときに、嶺南地域が一体となり機運を醸成させ、「小浜・京都ルート」の推進、早期全線開業を強く要望していくことが大変重要であると考えます。

えております。

このようなことから、北陸新幹線早期全線開業を求める意見書についての賛成討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（熊谷勘信議長）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採択します。

発委第2号「北陸新幹線の早期全線開業を求める意見書について」、本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長（熊谷勘信議長）

起立多数です。

したがって、本案は可決されました。

～日程第21～

○議長（熊谷勘信議長）

次に、日程第21、「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

本件については、お手元に配付したとおり報告し、また、派遣することにしたいと思います。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（熊谷勘信議長）

質疑なしと認めます。

よって、本件については、お手元に配付のとおり報告し、また、派遣することに決定

しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

これをもって、令和7年第5回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本定例会は9月1日の開会以来、本日まで19日間にわたり提案されました令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計決算の認定をはじめ、条例の一部改正、令和7年度各会計補正予算などの議案について終始熱心に審議いただき、本日ここにその全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

理事者各位におかれましては、本定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、住民福祉向上のために、なお一層の努力を払われるよう希望するものであります。

終わりに、本会期中に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、心より厚くお礼申し上げます。

閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長より閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗町長）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告、令和6年度決算の認定、令和7年度補正予算などの案件につきまして、本会議並びに各常任委員会において御審議をいただきました。

提案いたしました全ての議案を御承認いただき、誠にありがとうございました。

また、上程いたしました議案書に不備があり、訂正をお許しいただく事象も発生いたしました。この点につきまして、委員会審査及び議会運営に支障を来す形となりましたこと、改めておわびを申し上げます。

本定例会におきまして、議員の皆様方からいただきました御意見、御指導につきましては、真摯に受け止めながら今後の町政運営に反映させてまいります。

さて、明日9月20日には、若狭町スマートエリアモデル分譲地の完成記念式典を執り行わせていただきます。このモデル分譲地ができましたのも、地元井ノ口区をはじめ議員の皆様方、関係各位の御協力のたまものであり、改めて感謝を申し上げます。

官民が連携し、空き家や空き地を活用した多様で魅力的な住環境を整えることができ、今後は移住定住を促進するとともに、人口減少が進む中でも持続可能なまちづくりを目

指してまいりたいと考えております。

また、10月12日から10月26日までの期間、「わかさSDGsウィーク2025」を開催させていただきます。議会でも企画をしていただいておりますけれども、10月24日には「住民×議会 みんなで未来を語る会」を開催をしていただけるということで、改めて感謝を申し上げます。多くの方が御参画いただくことによって、若狭町の可能性を広げ、未来をつくってまいりたいと考えております。

さらに、10月26日には、パレア若狭に「あそまなびの森」略して「あそまな」がオープンいたします。子供たちが様々な遊びや学びを体験することで、心身の成長と探求心を育み、親子や家族が笑顔で集える場になることを願っております。

結びに、議員各位におかれましては、十分健康に御留意いただき、町政発展のため、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後 0時06分 閉会)